

浴風会居宅介護支援事業所

重要事項説明書

社会福祉法人 浴風会

浴風会居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

【令和7年9月1日現在】

1：当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：03（3334）2512

2：運営の目的と方針

社会福祉法人浴風会は高齢者保険・医療・福祉を総合的に運営する法人として、浴風会の概要に記載の事業を行なっています。そして、法人の基本理念の一つに地域との協働と社会貢献を定めて在宅サービスの充実を謳っています。当事業所はこの理念を踏まえつつ、介護保険制度の基本理念に立って、利用者の自立と在宅生活を支援します。

3：浴風会居宅介護支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	浴風会居宅介護支援事業所
所在地	杉並区高井戸西1-12-1
介護保険事業者指定番号	居宅介護支援 1371500438
サービスを提供する地域	原則として杉並区（高井戸西・高井戸東・久我山・上高井戸・宮前）

（2）当事業所の職員体制

業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の業務全般の管理	1名
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービスに係わる業務	1名以上
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービスに係わる業務	2名以上

（3）勤務体制

平日	午前8時45分～午後5時30分
----	-----------------

休日：土曜・日曜・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

※ 上記以外の時間帯は留守番電話でご要件を承り翌勤務日に対応します

4：居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①居宅介護支援利用の申し込み受付
↓
②課題分析
【「どんなことが生活上の支障となっているのか」生活上の課題を検討します】
↓
③居宅サービス計画原案作成
【支給限度を確認し、居宅サービス計画原案を作成した後、利用者負担額を計算します】
↓
④サービス担当者会議
【利用者と家族、サービス事業者、介護支援専門員が集まり原案を元に話し合いを行い、居宅サービス計画書を確定します】（居宅サービス計画書に含まれないものは介護保険が適用されません）
↓
⑤利用者への説明と同意の確認
【居宅サービス計画の内容と利用者負担額を説明し、同意を確認します】
↓
⑥サービスの調整
【計画に位置付けられたサービスが円滑に提供されるように、居宅サービス事業者と調整を行います】
↓
⑦サービス利用票・別表作成 ⇒ 利用者へ説明のうえお渡しします。
サービス提供票・別表作成 ⇒ サービス提供事業者へ送付します。
↓
⑧サービスの提供
【サービス事業者が、サービス提供票に基づいてサービスを提供します】
↓
⑨モニタリング
【サービスを継続的に利用できるよう、毎月1回ご自宅に訪問して利用者と面談し、確認・調整をします】

※利用者の希望や心身の状況に変化があるときは、適切なサービスを円滑に提供できるよう、隨時居宅サービス計画を見直して②からの手順を行います。

5：サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださいればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所された場合
- ・利用者が亡くなられた場合、または被保険者資格を喪失された時

④その他

利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、利用者やその家族等に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として適切な介護サービスの提供が困難であると認めるときは、30日前にご利用者またはご家族に対し文章で通知することによりこの契約を解約することができます。ただしやむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができます。

6 : 利用料金

(1) 利用料

- ・居宅介護支援利用料は、下記のとおり介護度に応じての利用料設定です。
居宅サービスの提供開始以降料金が発生します。しかし、法定代理受領により、当事業所に介護保険給付が支払われる場合、利用者の負担はありません。

要介護1・2 12,380円 /月

要介護3～5 16,085円 /月

尚、その他に以下の料金の加算があります。

初回加算

入院時情報連携加算 ／ 退院・退所加算 ／ 通院時情報連携加算
緊急時居宅カンファレンス加算 ／ ターミナルケアマネジメント加算

- ・介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたりの利用料を頂いたうえ、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を、後日杉並区の窓口に提出いたしますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記3の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することが出来、一切料金はかかりません。

(4) その他（支払い方法）

料金が発生する場合、毎月の精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

7：サービスに関する苦情

(1) 当事業所のサービスに関する苦情相談窓口

・担当者： 管理者 佐藤 洋子

電話：03（3334）2512

(2) 下記の苦情相談窓口でも受け付けております

・杉並区役所介護保険相談窓口 03（3312）2111（代）

・東京都国保連介護サービス苦情相談窓口 03（6238）0177

8：第三者評価の実施状況

未実施

9：事故発生時の対応

(1) 事業者が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに区市町村（保険者）、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行います。

10：秘密の保持

(1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、利用者、家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者、家族の個人情報を用いません。

11：医療と介護の連携の強化

事業者は、利用者が病院等に入院する必要が生じた場合には、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう、利用者又はその家族に求めます。

12：災害等非常時への対策

(1) 非常災害に備えて、浴風会消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、事業所内に火気・消防当についての責任者を定め、消火、通報、避難等の訓練を年1回以上定期的に行います。

(2) 感染症蔓延及び非常災害等発生時における事業継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修及び訓練を実施します。

1 3 : 虐待の防止

虐待防止のための指針の整備、また、対策を検討する委員会を定期的に開催し、介護支援専門員および事業者の使用する者に周知します。

- (1) 介護支援専門員および事業者の使用する者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (2) 虐待防止の担当者は、前記7の（1）に示す当事業所のサービスに関する苦情相談窓口の担当者とします。

1 4 : 公正中立なケアマネジメントの確保

- ・利用者の意思に基づいた契約であるため、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
また、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由を求めることが出来ます。
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス等について、居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、居宅サービス等の原案の内容について専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービスの担当者との合意を図ります。
- ・ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、当該事業所が前6か月に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス事業所の利用割合を別紙にて提示いたします。

添付の【別紙1】をご参照ください。

1 5 : 浴風会の概要

- ・名称・法人種別 社会福祉法人浴風会
- ・代表者役職・氏名 理事長 寺尾 徹
- ・本部所在地 東京都杉並区高井戸西 1-12-1
- ・電話 03(3334)2101(代)
- ・定款の目的に定めた事業
 - 養護老人ホーム 浴風園
 - 軽費老人ホームA型 松風園
 - ケアハウス
 - 特別養護老人ホーム 南陽園・第二南陽園・第三南陽園
 - 認知症高齢者グループホーム ひまわり
 - 老人保健施設 老健くぬぎ
 - 地域包括支援センター ケア24高井戸
 - 居宅介護支援事業所 浴風会居宅介護支援事業所
 - 通所介護 在宅サービスセンター 南陽園
 - 通所リハビリ 老健くぬぎ
 - 訪問介護 浴風会ヘルパーステーション
 - 病院事業 浴風会病院
 - 認知症介護研究・研修東京センター
 - ケアスクール

居宅介護支援の契約にあたって、本書面に基づき重要事項を説明いたしました。

本説明に関する事業者、説明者、利用者の合意、同意については、本綴の末葉にある契約書への署名を以て兼ねることとします。

【別紙 1】

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

(令和 7 年 3 月～令和 7 年 8 月)

①前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	43.05 %
通所介護	24.88 %
地域密着型通所介護	21.50 %
福祉用具貸与	17.98 %

②前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	浴風会ヘルパー ステーション 43.05 %	ケアリツツ高井戸 13.01 %	ズギコーケアセンター久我山 7.63 %
通所介護	デイサービス久我山 24.88 %	ステップぱーとなー 芦花公園 16.42 %	松渓ふれあいの家 12.44 %
地域密着型 通所介護	リハラボ高井戸 21.50 %	デイサービス太陽 高井戸の湯 14.49 %	鶴亀デイサービス 高井戸 14.02 %
福祉用具貸与	トーカイ東京 17.98 %	ヤマシタ杉並 13.60 %	やさしい手武藏野 11.52 %

浴風会居宅介護支援事業所 契約書

社会福祉法人 浴風会

浴風会居宅介護支援事業所契約書

様(以下、「利用者」といいます)と浴風会居宅介護支援事業所(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④指定居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者および家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ①利用者および家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化にともなう区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写物の交付にあたっては、実費相当の費用負担が必要です。
- 4 第12条第1項から第3項の規程により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に関する料金規程は【重要事項説明書】のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除できます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、利用者やその家族等に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として適切な介護サービスの提供が困難であると認めるとときは、30日前にご利用者またはご家族に対し文章で通知することによりこの契約を解約することができます。ただしやむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が要支援、非該当と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者、家族の個人情報を用いません。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が次葉に署名のうえ、1通ずつ保有するものとします。

なお、契約を証する署名は「居宅介護支援重要事項説明書」への同意の署名を兼ねることとします。

居宅介護支援の契約にあたり、利用者並びに代理人に対して、本書面に基づき重要事項を説明し、契約を締結いたします。

令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 浴風会居宅介護支援事業所
<指定番号> 1371500438
<住所> 東京都杉並区高井戸西1丁目12番1号
 管理者 佐藤 洋子

<説明者>

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けて同意し、契約を取り交わします。

利用者

<住所>

<氏名>

代理人

<住所>

<氏名>